平成２９年（フ）第７６号
宮崎県小林市細野2036番地２
債務者　吉永　人美
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第７８号
宮崎県都城市一万城町5008番地一万城北団地６棟202号
債務者　荻迫　俊光
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第７９号
宮崎県都城市一万城町5008番地一万城北団地６棟202号
債務者　荻迫奈端枝
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第８０号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村2833番地３
債務者　朝倉　早織
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１１５号
宮崎県延岡市出北５丁目17番４号
債務者　児玉　明子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１２０号
宮崎県延岡市大貫町３丁目1163番地３　安藤アパート　８
債務者　川原　一幸
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第３８４号
鹿児島県鹿児島市東坂元２丁目20番17―34号市営辻ケ丘団地17―34
債務者　前川　裕子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５３０号
千葉県流山市向小金２丁目218番地の11　ベアーレＢ―203
債務者　高橋　順子（旧姓福島・髙橋）
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５５０号
千葉県松戸市河原塚111番地の１　グレースレジデンス２―102号
債務者　立川　信司
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５５１号
千葉県松戸市河原塚111番地の１　グレースレジデンス２―102号
債務者　立川　幸子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５９９号
千葉県流山市流山２丁目287番地の２　カーサ流山201
債務者　岡田　珠美
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６０１号
千葉県我孫子市下ケ戸1820番地の19（203号）サンライト・ヒルズＡ
債務者　泉川　恵子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６０４号
千葉県野田市上花輪932番地の１　ウィルビューＡ棟102
債務者　染谷　祐子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６０９号
千葉県松戸市稔台７丁目８番地の21　ルミエールⅠ―101号
債務者　田邊　六郎
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３１号
熊本県荒尾市川登1802番地14　北五反田団地市営住宅503号
債務者　浅井　直美
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第４２号
熊本県玉名市立願寺476番地２
債務者　西田　仁美
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第１５８号
青森市花園２丁目14番11号　佐々木アパート２階１号
債務者　木村　久昭
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係